○厚生労働省告示第三百九号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十二年八月一日から適用する。

平成二十二年七月三十日　厚生労働大臣　長妻　昭

第二に次の一号を加える。

八十七　ＩＬ28Ｂの遺伝子診断によるインターフェロン治療効果の予測評価

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

Ｃ型慢性肝炎（インターフェロン・リバビリン併用療法による効果が見込まれるものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら消化器内科又は肝臓内科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　肝臓専門医又は臨床遺伝専門医であること。

③　当該療養について一年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　消化器内科又は肝臓内科を標榜（ぼう）していること。

②　薬剤師又は臨床検査技師が配置されていること。

③　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

④　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑤　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

⑥　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑦　遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。

⑧　遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。

⑨　当該療養について症例を実施していること。

第三に次の二号を加える。

二十八　残存聴力活用型人工内耳挿入術　両側性感音難聴（高音障害急墜型又は高音障害漸傾型の聴力像を呈するものに限る。）

二十九　脂肪萎縮（い）症に対するレプチン補充療法　脂肪萎縮（い）症

○厚生労働省告示第三百十号

児童扶養手当法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四十号）の施行に伴い、及び母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十一条第一項の規定に基づき、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成二十年厚生労働省告示第二百四十八号）の一部を次のように改正し、平成二十二年八月一日から適用する。

平成二十二年七月三十日　厚生労働大臣　長妻　昭

第２の１の(3)中「母子家庭及び」を「母子家庭等及び」に改め、同３の(1)の⑪及び(2)の②のイの(c)中「の母」を「の母等」に改め、同エ中「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、同④のイ中「都道府県及び市町村　対象：母子家庭等」に、「の母」を「の母等」に改め、同ウ中「都道府県等及び市等」を「都道府県等及び市等　対象：母子家庭等」に、「の母」を「の母等」に改める。

○厚生労働省告示第三百十一号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第三項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率を次のように定め、平成二十二年八月一日から適用する。

平成二十二年七月三十日　厚生労働大臣　長妻　昭

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第三項に規定する厚生労働大臣が定める率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

一　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。次号において「改正法」という。）第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。次号において「旧船員保険法」という。）第十七条の規定による被保険者の資格喪失当時の標準報酬月額（被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた日が平成二十一年三月三十一日以前であるときは、その日に応じ、次の表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が百二十一万円を超えるときは百二十一万円）。以下同じ。）の二月分に相当する額（その額が当該標準報酬月額と三十一万五千円との合算額に満たないときはその合算額）

被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた日	率
昭和二十八年三月三十一日以前の日	二四・六八
昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日までの日	二一・七四
昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの日	二〇・五二
昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの日	一九・六二
昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日	一八・五一
昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの日	一七・八七
昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの日	一七・六一
昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの日	一六・五四
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの日	一五・五六
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの日	一三・九二
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までの日	一二・五二
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの日	一一・二九
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの日	一〇・一九
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの日	九・三二
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの日	八・四六
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの日	七・六二
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの日	六・七五
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの日	五・九〇